

滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更につき議決を 求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合理約（昭和43年滋賀県指令地第706号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

滋賀県市町村交通災害共済組合理約の一部を変更する規約

滋賀県市町村交通災害共済組合理約（昭和43年滋賀県指令地第706号）の一部を次のように変更する。

第9条の次に次の1条を加える。

（組合の解散に伴う事務の承継）

第10条 事務の承継については、構成団体が議会の議決を経てする協議をもって定めをすることができる。

2 組合の解散があった場合においては、滋賀県市長会がその事務を承継する。

附 則

この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行する。

提案理由

令和元年度末をもって滋賀県市町村交通災害共済組合が解散することに伴い、規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議したく、本議案を提出するものである。